

平成26年度

— 第10回（定例・臨時） —

教育委員会会議録

開 会	平成26年10月 7日	午前 午後	2時30分			
閉 会	平成26年10月 7日	午前 午後	4時00分			
会議場所	教育委員室					
委員出欠	花山院弘匡	出	佐藤 進	出	森本哲次	出
	藤井宣夫	欠	高本恭子	出	吉田育弘	出
議事録署名	教 育 委 員 長					
委 員	教育委員長職務代理者					
書 記	奈良県教育委員会事務局 企画管理室					

議案及び議事内容	結果
<p>次 第</p> <p>議決事項1 教育委員会選奨候補者について</p> <p>議決事項2 文化財保護功労者感謝状の贈呈について</p>	<p>可 決</p> <p>可 決</p>
<p>○花山院委員長「ただ今から、平成26年度第10回定例教育委員会を開催いたします。本日は、藤井委員が欠席ですが、定足数を充たし委員会は成立しておりますので、これより委員会を開催いたします。」</p>	
<p>○花山院委員長「まず、はじめに前回の定例教育委員会会議録の承認についてです。」</p> <p>「お手元に配付している前回の定例教育委員会会議録について、各委員内容をご確認ください。」</p> <p>「ご承認を頂けますでしょうか。」</p> <p>※ 各委員一致で承認</p>	<p>承 認</p>
<p>○花山院委員長「議決事項1及び2につきましては、人事に関する案件ですので、秘密会において審議すべきものと考えます。」</p> <p>「委員のみなさまにお諮りします。いかがでしょうか。」</p> <p>※ 各委員一致で可決</p>	<p>可 決</p>
<p>その他報告事項</p>	
<p>○花山院委員長「それでは、報告・連絡事項等はございませんか。」</p> <p>○教育長「その他報告事項が10件ございます。松田次長から2件、教職員課長から1件、学校教育課長から2件、人権・地域教育課長から1件、保健体育課長から1件、文化財保存課長から3件を、続けてご報告いたします。」</p> <p>1 監査結果報告書について</p> <p>○松田次長「平成26監査年度第1回監査結果報告書の概要についてご報告いたします。監査の結果につきましては、地方自治法の規定により、各行政委員会へも報告が提出されることとなっております。この第1回報告書が、9月11日付けで教育委員会宛てに提出されましたので、その内容についてご報告させていただきます。この報告は、平成26年1月から8月にかけての定期監査を含め、三つの監査の結果報告です。教育委員会関係では、定期監査分が該当しています。『監査の結果』についてご報告いたします。部局別の指摘事項等は、全体で、『指摘』事項が34件、『注意』事項が66件、『意見』が31件、計131件ございました。うち教育委員会関係は、合計25件でした。内訳として、『指摘』が5件、『注意』が18件、『意見』が2件でした。なお、前年</p>	

議 案 及 び 議 事 内 容

度と比較すると、合計は41件から25件に減っています。内訳は、『指摘』は15件が5件に、『注意』は19件が18件に、『意見』は34件が2件となっており、大幅な改善が見られます。次に、『監査の結果』の『所属別』の概要について、教育委員会関係分をご報告いたします。収入面や支出面等での事務手続きで、多くの改善点が指摘されており、今後も各所属において会計ルールの徹底や、内部のチェック機能の強化等、更なる改善を図って参ります。」

2 第4回協議会（勉強会）の概要について

○松田次長「9月5日に、テーマを『教育委員会制度改革に係る法改正について』としてご協議いただきました。はじめに、事務局が法改正について説明しました。また、奈良県における総合教育会議の運営方法については、知事部局で検討が進められており、その状況を報告させていただきました。報告を受けて、委員から『奈良県における総合教育会議の運営体制は、県内の市町村においても踏襲されるのですか。』といったご質問を頂きました。それに対して事務局から、『基本的には法に基づいて、各市町村で検討すべき内容ですが、県教育委員会から各市町村教育委員会に対して、今後も様々な機会を通じて情報を提供していきます。』と説明しました。最後に、『大綱は、奈良県教育の方向性を決定する重要な方針となるため、知事を主宰とした総合教育会議では、時には教育政策顧問や専門家の意見を伺いながら、法定構成メンバーの一員として議論を深め、長期に耐えうるような大綱の策定に寄与していく』ことを共通理解しました。次回は今月29日の予定で、20日に開催される県市町村長サミットの資料を基に奈良県の基礎検討課題に対する考察についてご協議いただきたいと思います。」

3 奈良県・大和高田市公立学校教員採用候補者選考試験の結果について

○教職員課長「合格者総数は442名で、募集した数どおりです。校種別に見ると、小学校200人、中学校125人、高等学校54人、特別支援学校38人、養護学校16人、栄養教諭6人、実習助手3人と、合計は昨年より8名減となっています。採用区分は、高田市が1名、高校の地歴科を担当する教員を採用します。それ以外が奈良県分として441人となっています。合格者の内訳を男女別に見ると、女性の方がやや多く、54.3%という状況です。昨年度は男女比がちょうど50%ずつでした。新卒、既卒の別は、今年度は48.4%と昨年より新卒者の比率は上がっています。昨年度は新卒者の比率は44.9%でした。次に、年齢別の状況です。20～22歳は、35.7%と昨年の33.3%から上がっています。さらに、23～25歳は昨年27.8%から今年度は34.8%と大きく跳ね上がっています。結果として30歳以下が88.9%を占めることとなり、昨年は83%程度でしたので大きく上がっています。それを受けて、平均年齢が26歳だったものが、25.1歳と若返っている状況です。最高年齢は44歳で、受験年齢の最高の方が合格されている状況です。合格倍率は昨年度は5.8倍でしたが、今年度は5.6倍で、やや広き門となっています。原因は、受験者数が昨年度2,612人から2,455人と減っているためです。

以前、教育委員会の中で、花山院委員長から教職員等の年齢構成の状況報告についてご質問がありましたので報告します。今年の5月1日現在の教職員数をベースとした人数から今年で退職する人数を減らし、今回新規採用として合格者を出したものを新たに加えて、仮の27年度の姿を作っています。小学校では、23歳というのは来年度中に23歳になる来年度から採用になる人たちです。新規採用の女性と男性では女性の方が圧倒的に多いです。結果としまして、男女比は今年度の56.3%から56.6%へと、女性の比率が更に上がる見込みです。中学校についても同様で、女性が36.5%から37.8%に上がっています。理由は、年齢が低くなればなるほど、女性の割合が多いからです。高校や特別支援学校についても同様で、女性の比率が若干上がります。次に、年齢構成について、小学校は、51歳から60歳は33.6%程度ですが、56歳以上が極端に多く、かなりアンバランスな状況です。ただ、この大量退職に伴い大量採用をしますと、若い年代が極端に増えますので、状況を見ながら平準化した採用が必要と考えています。中学校については、50歳以

議 案 及 び 議 事 内 容

上が43.7%程度になり、今年度より若干下がる状況です。高校については54.2%程度であり、今年度と同じような状況です。特別支援学校については35.4%で、今年度より上がりますが、なだらかな職員構成となっています。ただ、女性比率がかなり高くなっているのが特徴です。」

4 奈良県立特別支援学校幼稚部・高等部等入学者募集要項について

○学校教育課長「応募資格は、学校教育法施行令第22条の3に該当する、保護者と共に奈良県に居住する者です。盲学校とろう学校には、幼稚部を設置しております。募集人員については、12月末以降に報告させていただく予定です。受付期間について、盲学校で長く設定しているのは、受検者の障害の状態に応じて、問題を点字にしたり、拡大したりする作業が必要になる等の理由によります。入学者選考の内容については、障害の状態に応じた検査を行います。なお、軽度の知的障害のある生徒を対象とする高等養護学校と奈良東養護学校の高等養護部については、選考日程が異なりますので、すでに別途募集要項を示しています。」

5 小・中学校特別支援教育コーディネーターの養成について

○学校教育課長「第7回定例教育委員会でご質問をいただいた、特別支援教育コーディネーターの配置の状況や養成のシステムについてご説明します。まず、特別支援教育コーディネーターについてですが、平成19年4月の文部科学省の通知において、『特別支援教育のコーディネーター的な役割を担う教員を特別支援教育コーディネーターに指名し、校務分掌に明確に位置付けること。』と定められています。各学校において、特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担っており、校長先生から指名するという形で配置しています。実際には校長が指名して、各教員がその役割を担うという形で配置しています。次に、小・中学校特別支援教育コーディネーター養成の経緯です。全体では5年間で養成しますが、奈良県全体をABCの3地域に分けて、各小・中学校の教員を対象とした特別支援教育コーディネーター養成講座、フォローアップ講座、リーダー養成講座を5年間かけて実施します。Aは、平成16年度に養成講座を受けていただき、平成18年にA、Bが合同でフォローアップ講座を受けて、その後平成19年にリーダー養成という形になりますので、県としては5カ年計画ですが、コーディネーターは3カ年の研修を受ける形で、ABC併せて5年間で実施しました。研修の内容は、コーディネーターに必要な資質の向上を目的とした『コーディネーター概論』をテーマとした講義や『実態把握の在り方』として障害特性を理解するための演習等を行いました。

フォローアップ講座では、『校内支援体制の現状と課題』というテーマで、実践的な報告を聞きながら、校内支援体制をどうつくっていくかについて研修を行いました。その後、各市町村の特別支援教育体制を整備するため、市町村から推薦を受けた地域の中心となる教員を特別支援教育コーディネーターのリーダーとして市に3名、町に2名、村に1名養成しました。平成23年度からは、県の『特別支援教育体制整備事業』の中で、県と市町村教育委員会が連携して企画する研修会の受講により、専門性の向上を図っています。研修の内容は、『発達障害の特性の理解』の講義などです。県立教育研究所においても引き続き特別支援教育コーディネーターのスキルアップ研修講座を実施し、校内における人材育成を視野に入れ、コーディネーター以外の受講も可能にした『知能検査の理解と活用研修講座』といった研修の企画にも努めております。」

6 奈良県ジュニア美術展覧会の教育委員会賞の受賞者について

○人権・地域教育課長「奈良県教育委員会の権限に属する事務の教育長専決に関する規則に基づき教育長が専決を行いましたので、ご報告いたします。まず、奈良県ジュニア美術展覧会の概要についてご説明します。この展覧会は、奈良県、奈良県教育委員会の主催になっています。文化会館が所掌し、県教育委員会としては、作品募集や教育委員会賞の授与に協力する形になっています。この展覧会は、県内の青少年の美術活動の充実と振興を図ることを目的として、県内に在住、在学、在勤する中学3年生以上20歳未満の方を対象に、日本画、洋画、彫刻など6部門の作

議案及び議事内容

品を公募し、各部門の審査員により決定し、入選、入賞作品を展示するものです。なお、審査は、各分野の専門家により審査されています。教育委員会賞は、審査の結果、6部門各1名ずつ決定しています。展覧会は、9月14日から21日まで開催され、最終日に授与式が行われました。教育委員会賞の授与は当課が行いました。」

7 全国高校総体高校生活動リーダー会広報紙について

○保健体育課長「大会開催の周知を図るとともに、会場の魅力を紹介し、大会開催気運を高め、あわせて、高校生活動の活性化へとつなげるため、リーダー会議での話合いの結果、広報紙を発行することになりました。高校生活動を含むインターハイ全般及び会場の紹介の2点を柱に、リーダー会生徒が各号の原稿を分担して作成します。9月の第1号以降、隔月で計6回発行する計画です。名称は『総体通信』としました。原稿は実行委員会事務局が取りまとめ、県内高等学校、特別支援学校、中等教育学校、高等専門学校及び会場地市町村教委等へ電子メールで配信します。学校に対しては増し刷りの上、各教室への掲示を依頼し、各市町村においても広報に活用してもらうよう呼びかけています。また、実行委員会のホームページからも閲覧できるようにしています。」

8 奈良県文化財の日について

○文化財保存課長「毎年11月1日から7日は、国が定める『文化財保護強調週間』として、広く国民の文化財に関する理解と関心を深め、文化財保護の一層の協力を得ることを目的に、さまざまな取り組みが展開されています。奈良県としても11月3日を『奈良県文化財の日』と定めまして、平成22年度以降取組を展開しています。『奈良県文化財の日』を中心に、文化財保護思想の普及啓発事業及び文化財を活用した関連行事を実施する予定です。」

9 橿原考古学研究所附属博物館特別展について

○文化財保存課長「『弥生時代の墓』というタイトルで4月から6月にかけて春季特別展を実施しました。今回の展覧会では、弥生時代の墓に焦点をあて、墓の種類や供献土器、副葬品と着装品から弥生時代の墓、そして、死者への思いについて展示紹介したものです。11,203人の方にご来館いただきました。次に、10月から11月にかけて秋季特別展を実施いたします。飛鳥宮と難波宮と大津宮というタイトルで実施します。飛鳥宮が中心で、飛鳥宮跡はまさに律令国家を開いた舞台であり、飛鳥遺跡とその周辺の遺跡を紹介し、難波宮と大津宮との比較を通して、飛鳥遺跡の新たな価値や魅力を考えていただく機会としていきたいと考えています。飛鳥、藤原遺跡は世界遺産登録を目指して力を入れています。律令国家の始まりということをアピールすることにも沿うような内容です。展覧会と平行して、研究講座等も開催する予定です。」

10 玉置神社の神代杉の着生植物を伐採したことについて

○文化財保存課長「先日の予算審査特別委員会で質問がありましたので、その内容をご説明します。質問の内容は、玉置神社の神木を切るのに県が補助金を出したと新聞報道で聞いたが、世界遺産の中で影響を及ぼさないのか。現状変更許可や補助金の交付について県の考え方を聞きたいという内容です。その経緯と考え方を申しますと、まず、平成22年に玉置神社から県に対して、神代杉を含む県指定天然記念物の杉の巨樹群の樹勢について相談がありました。平成24年に樹木医による現地調査、診断事業を実施しました。その結果、神代杉は樹勢が衰退している、着生植物の除去が必要との診断が出ましたので、玉置神社が事業主体となって、神代杉の着生植物を除去したいとの相談がありました。平成25年に現状変更許可申請と補助金交付申請が十津川村の進達を経て、県教委へ提出され、樹勢回復措置として適正な内容であることから、現状変更許可と補助金交付決定をしました。神代杉は、世界遺産の構成遺産そのものではありません。世界遺産に位置付けられているのは、史跡『大峯奥駈道』です。神代杉のある場所は、世界遺産の緩衝地帯であるバッファゾーンです。その杉の木にある着生植物の除去については、世界遺産の顕著で

議案及び議事内容

普遍的な価値に影響を与えるものではないと回答していますし、団体に対してもこのような県の見解を返しています。」

○花山院委員長「報告いただいたこれらの内容について、ご意見、ご質問はございませんか。」

○花山院委員長「教職員の構成について、年齢層や男女比が一目瞭然です。団塊の世代の高い年齢層の先生が多く、この方たちが退職するときに多く採用しすぎるのはいけないとのことですが、生徒数の減が考えられるので、バランスを取りながら採用するというのはどういう方向性ですか。」

○教職員課長「生徒数が減っていますので、教員の定数は落ちる傾向です。定数内講師にもご活躍いただいていますので、その方たちの割合をどの程度にしていくのか、また、年金制度の変更により退職してから再任用で引き続き教壇に立っていただく先生も増えてくると思いますので、その数も見ながら、これらについて微妙なバランスを取りながら進めていくことになると思います。」

○森本委員「特別支援学校の募集人員について、別に定めるとなっていますが、毎年障害をもっておられる方が増えているという報告もあり、どういう方向性になっていますか。」

○学校教育課長「特別支援学校の場合、障害について国が定めた基準で、クラスの人数が決まっています。障害の程度等の状況により、8人で1クラス、6人で1クラス、3人で1クラスなどとなっています。募集人員は、教育相談を経てから決めることとなります。特定の障害が増えているかどうかについては、知的障害については増えていますが、盲、ろうについては年によって違うという状況です。」

○佐藤委員「特別支援教育コーディネーター養成研修は平成16年度から5年間で行われたとのことですが、今後はないのですか。」

○学校教育課長「何もなかったところにコーディネーターを置かなくてはいけないということで5カ年計画で養成しました。今後の動きとしては、コーディネーターを核にしながら他の先生方にも学んでいただかなくてはいけないので、研修講座等は増やす計画ですが、5カ年計画などは立てていません。」

○花山院委員長「各学校にコーディネーターが置かれているという状況は分かりました。全県的又は各地域毎にコーディネーターが集まって情報交換するような機会はありますか。」

○学校教育課長「地域ごとに情報交換をやっていることは聞いていますが、詳細については把握していません。」

○花山院委員長「集まった情報を他の地域と交換しながらより良く運営できるよう、協議の場があればいいのではないかと思います。」

○花山院委員長「他にご意見ご質問はありませんか。」

※ 各委員了承

○花山院委員長「これらのその他報告事項については了承いたします。」

○花山院委員長「次に秘密会に入ります。」

議 案 及 び 議 事 内 容

議決事項 1 教育委員会選奨候補者について（秘密会）

議決事項 1 について、教育長、松田次長から説明があり、全委員一致で可決された。

議決事項 2 文化財保護功労者感謝状の贈呈について（秘密会）

議決事項 2 について、教育長、文化財保存課長から説明があり、全委員一致で可決された。

○花山院委員長「本日の議案はすべて終了いたしました。この他に報告、連絡事項等はありませんか。」

○花山院委員長「それではこれもちまして、本日の委員会を終了します。」